

「回復期リハビリテーション病棟における職員に対する腰痛対策プロジェクト」

■回復期リハビリテーション病棟

平成12年4月の診療報酬改定により、特定入院料に「回復期リハビリテーション病棟入院料」が設けられました。現在、急性期病院では在院日数の短縮化が推進されていますが、介護保険では在宅ケアサービス体制が整備されつつあり、この急性期治療と家庭復帰の中間に位置するもの。

対象：脳血管疾患または大腿骨頸部骨折等の患者様

目的：食事、更衣、排泄、移動、会話等のADL（日常生活動作）の能力向上による寝たきり防止と家庭復帰とし、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同でリハビリテーションプログラムを作成し、これに基づくリハビリテーションを集中的に行う。

■職業性腰痛

定義は曖昧である。作業関連性腰痛と考えてよいかもしれない。欧米では、職場における筋・骨格系障害の原因や対策についての研究および熱い論争が行われてきた。

代表的な職業は、保育・介護労働、スチュワーデス、トラックやタクシーの運転手、農業などがあります。いずれも腰に負担のかかる仕事であるが、実際に腰の疲労からくる腰痛がほとんどである。これらの腰痛の発症は、作業内容だけでなく、環境や個人的な要因も考慮しないと行けない。

また、作業姿勢、作業動作、作業環境等の作業関連性危険因子に加えて、仕事が楽しくない、同僚との人間関係など職場におけるストレスによる心理的・社会的要因、更にストレス反応としての心理的、身体的愁訴が職場における腰痛の危険因子となっている可能性がある。